

大和市告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を次のとおり委託した。

令和8年5月25日

大和市長 古谷田 力

1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

名称	事務所の所在地
渋谷きんりん未来の会	大和市下和田49番地

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

大和市立渋谷中学校に係る中学校学校施設使用料（学校開放）

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和8年4月1日

4 公金事務を委託した日及び委託契約の満了日

委託日 令和8年4月1日

満了日 令和9年3月31日